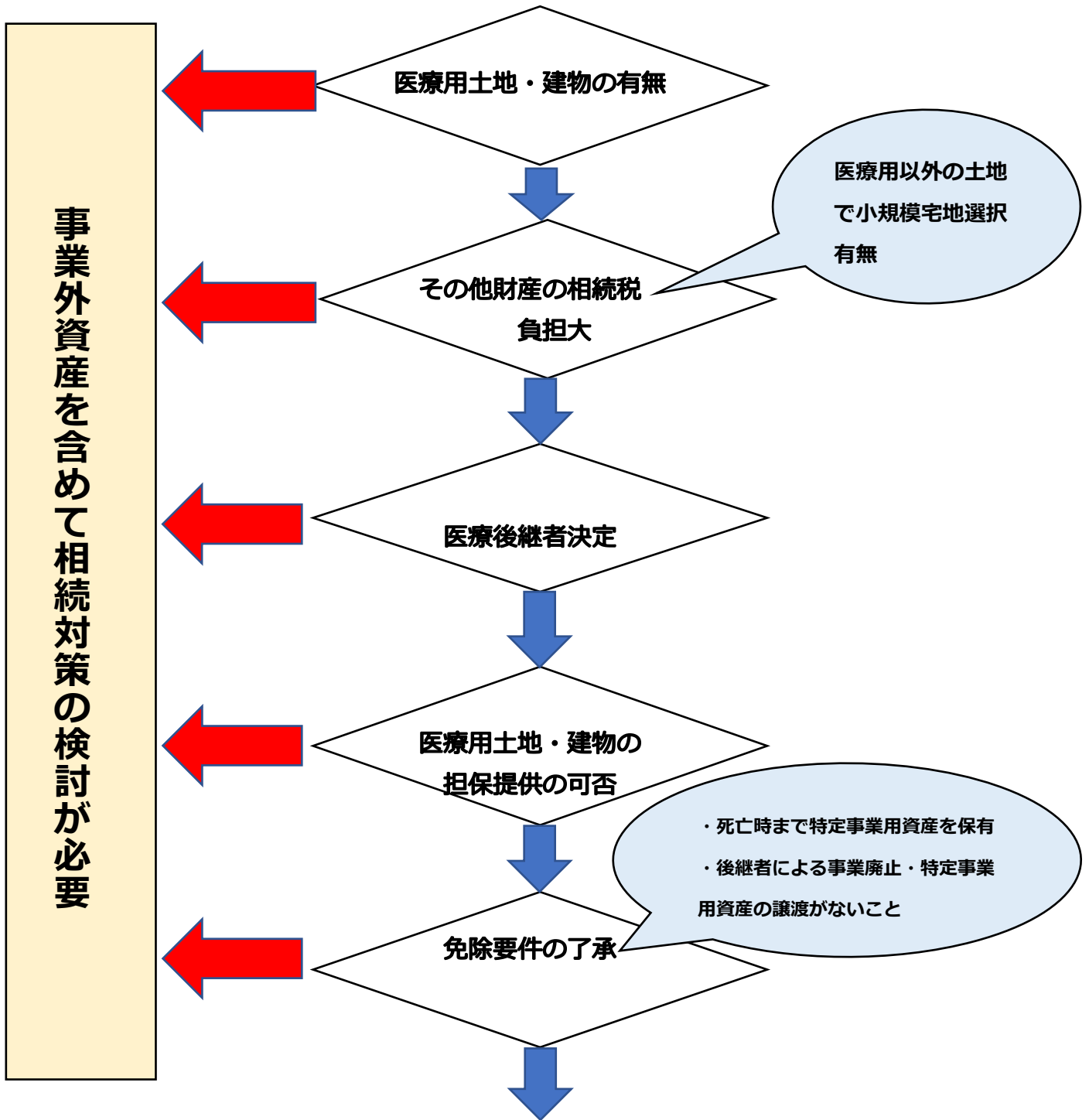


個人事業承継の納税猶予制度の検討



個人事業承継（相続税・贈与税）納税猶予制度の検討開始

青矢印：YES 赤矢印：NO

承認計画の提出： 2019年4月1日から2024年3月31日まで
 贈与税の納税猶予： 2019年4月1日から2024年3月31日まで
 納税猶予期間： 2019年1月1日から2028年12月31日まで

歯科会計

利益実感！2019 橋本会計

2019 年橋本会計のテーマはお客様に利益実感をいただけることです。

具体的には次のような項目にて進めてまいります。

番号	利益実感 テーマ	備考	番号	利益実感 テーマ	備考
1	医療承継	個人納税猶予特例コンサル	21	診療収入アップ	現金封筒提案
2	医療承継	医療法人承継コンサル	22	診療収入アップ	歯科経営資料活用
3	医療承継	第三者承継コンサル	23	節税対策	確定拠出年金（年金基金）
4	医療承継	社員名簿（出資者名簿）	24	節税対策	小規模共済
5	経費節減	外資まとめ（JMS）	25	節税対策	倒産防止共済
6	経費節減	光熱費節減提案	26	節税対策	全損役員保険
7	経費節減	LED 以外提案	27	節税対策	決算 CD 活用
8	資金調達	新規借入	28	節税対策	月 9 コンサル
9	資金調達	借換	29	設備投資	移転・建替
10	資金調達	住宅ローン	30	設備投資	分院
11	資金調達	運転資金	31	設備投資	特別償却設備
12	資金調達	設備資金	32	専門家紹介	弁護士紹介
13	人材確保	就業規則整備提案	33	専門家紹介	司法書士紹介
14	人材確保	助成金提案	34	専門家紹介	社労士紹介
15	人材確保	人材紹介会社紹介	35	専門家紹介	その他紹介
16	診療収入アップ	診療収入計画フォロー	36	退職金	役員退職金規程
17	診療収入アップ	歯科経営セミナー開催	37	退職金	理事長生命保険
18	診療収入アップ	保険収入対策	38	退職金	創業理事生命保険
19	診療収入アップ	自費収入対策	39	退職金	親族理事生命保険
20	診療収入アップ	自費ノート提案	40	退職金	後継者生命保険

2019 年歯科経営セミナー

- 開催日時 2019 年 6 月 30 日（日）午後 1 時から 5 時
- 会場 ステーションコンファレンス東京（東京駅八重洲北口 2 分）
- テーマ 利益実感！2019 橋本会計
 - 第一部 2018 年歯科経営分析と 2019 年歯科経営のポイント
 - 第二部 自費月 100 万円達成手法（現在内容検討中）

ドクター会計

医療費控除の変更点

今年も確定申告の時期となりました。毎年、確定申告の早期完了にご協力いただきありがとうございます。本年度もお手数ですが、確定申告資料のご準備をお願いいたします。

その確定申告の中でも、所得控除の一つである医療費控除は多数の方が対象となっています。

今回は医療費控除について平成 29 年分からの変更点についてまとめます。

1. 平成 29 年分より領収書の提出が不要に

一昨年分の平成 29 年分の確定申告から領収書の提出が不要となり、代わりに医療費控除の明細書を添付することになりました。その場合、領収書の原本を 5 年間保存する必要があります。

※ただし、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、従来通り医療費の領収書の添付または掲示も認められています。

2. 「医療費のお知らせ」が領収書の代わりに

健康保険組合等から送られてくる医療費通知（医療費のお知らせ）は今まで領収書の代わりとはなりませんでした。平成 29 年分からは医療費通知を申告書に添付することにより、医療費控除を受けることができるようになりました。

医療費通知の利点として、①医療費控除への明細書への記載を省略することができ、②医療費通知書に係る領収書については保存する必要がなくなる点が挙げられます。

なお、自由診療等、医療費通知に記載のない医療費については、医療費控除の明細書に必要事項を記載する必要があります。

3. セルフメディケーション税制との選択

平成 29 年からは医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」が始まっていますが、その場合にも医療費控除と同様に明細書の添付が必要となっています。

平成 30 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 _____ 氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の（1）～（3）を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	ア 153,300 円	イ _____ 円

医療費のお知らせを提出する場合に記入

の明細

2 医療費（上記1以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス		
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス		
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス		
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		

医療費の領収書から記載

申告書と

医療承継

特定事業用宅地（小規模宅地等）の改正

相続税の土地の評価について、要件を満たす被相続人所有の土地に関して大幅な評価の減額が認められる小規模宅地等の特例があります。当該特例のうち、「特定事業用宅地」について平成 31 年度税制改正において改正がなされる見通しです。

特定事業用宅地とは、被相続人等が個人事業主として店舗や事務所等を経営していた場合のその敷地に対して、要件を満たすと 400 m²まで 80%の減額が受けられる特例です。

<改正の内容>

特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等が除外されることになりました。

(ただし、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の 15%以上である場合を除く)

<改正の趣旨>

相続直前に駆込み的に事業用資産を購入するなど、本来の趣旨を逸脱した節税策が行われていた点を問題視したものの。



例えば亡くなる直前に個人の遊休地を無理やり事業用に転用することで節税をはかるようなケースなど

<適用開始時期>

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降の相続から適用開始。



既に同日前から事業の用に供されている宅地等については従来通り適用可能となっています。

<その他留意点>

特定事業用宅地等の評価減の特例は、平成 31 年税制改正において新設された「個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度」と選択適用となっている点留意が必要です。